

風しんに関する特定感染症 予防指針(案)について

青森県麻しん対策会議
平成26年2月19日(水)

青森県健康福祉部保健衛生課

風しん

風しんに関する特定感染症予防指針(案)

平成25年12月19日に第4回厚生科学審議会感染症部会風しんに関する小委員会が開催され、「風しんに関する特定感染症予防指針(案)」が示された。

* 平成26年1月22日に第5回厚生科学審議会感染症部会風しんに関する小委員会が開催されました

目標

- 早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成すること。

基本的な考え方

- 感染力が強い風しん対策として、最も有効なのは、その発生の予防である。**発生の予防に最も有効な対策は、予防接種**により感受性者が風しんへの免疫を獲得することである。
- 風しんの罹患歴(過去に検査診断で確定したものに限り)又は予防接種歴(母子健康手帳や予防接種済証等の記録に基づくものに限り)を確認できない者に対して、幅広く風しんの性質等を伝え、風しんの抗体検査や風しんの予防接種を行うよう働きかけることが必要である。
- 風しんに対する抗体を保有していないものは、少なくとも1回の接種を受ける必要がある。(1回の接種による抗体の獲得率は約95%、2回の接種による抗体の獲得率は約99%)
- 妊娠を希望する女性等においては、2回の接種を完了することで、より確実な予防が可能である。

風しん

風しんに関する特定感染症予防指針(案)

予防接種法に基づく予防接種の一層の充実

- **風しんの定期接種(1歳児、小学校入学1年前の2回)の接種率がそれぞれ95%以上となることを目標とする。**
- 母子保護法第12条第1項第1号に規定する健康診査及び学校保健安全法第11条に規定する健康診断の機会を利用して、未罹患であり、かつ、年齢に応じて必要とされる風しんの定期の予防接種を受けていない者に接種勧奨を行う。
- 就学時健診の機会を利用し、未罹患であり、かつ、風しんを含有する予防接種を2回接種していない者に接種勧奨を行う。

予防接種法に基づかない予防接種の推奨

- **妊娠を希望する女性及び抗体を保有しない妊婦の家族等のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者**に対し、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要がある。
- 自然感染しておらず、かつ、予防接種を受ける機会がなかった(受けていない者の割合が高い)**昭和37年度から平成元年度に出生した男性及び昭和54年度から平成元年度に出生した女性のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者**に対し、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要がある。
- 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の風しんに罹患すると重症化しやすい者や妊婦と接する機会が多いことから、本人が風しんを発症すると、集団感染や感染者の重症化、妊婦の感染等の問題を引き起こす可能性がある。**医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等のうち、罹患歴又は予防接種歴が明らかでない者**に対し、風しんの抗体検査や予防接種の推奨を行う必要がある。

風しん

風しんに関する特定感染症予防指針(案)

風しん及び先天性風しん症候群の届出

- 風しん及び先天性風しん症候群の発生動向の調査については、感染症法第12条に基づく医師の届出により、国内で発生した全ての症例を把握する。
- **風しんを診断した医師の届出については、可能な限り24時間以内に保健所への報告を求める。**
- 当面は臨床での診断をもって届出の判断材料とすることを継続するが、検査室での診断を行った場合には、その結果についても報告を求める。(我が国における風しん患者の発生数が一定数以下になった場合には、原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求める。)
- 国立感染症研究所において、風しん及び先天性風しん症候群の届出の手順等を示した手引きの作成を行う。

ウイルス遺伝子検査等の実施

- **都道府県は、医師から検体が提出された場合は、都道府県が設置する地方衛生研究所において、可能な限りウイルス遺伝子検査等を実施する。**検査の結果、風しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所において風しんウイルスの遺伝子配列の解析を実施する。

適用年月日

- **平成26年4月1日適用**